

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 駒草の郷 利用料金表

入居利用料（1割負担）

（単位：円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	661	730	803	874	942
日常生活継続支援加算(Ⅱ) ※2	46	46	46	46	46
看護体制加算(Ⅰ)イ ※3	12	12	12	12	12
食費 ※1	1,445（朝食420 昼食540 夕食485）				
居住費 ※1	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
1日あたりの利用料金	4,170	4,239	4,312	4,383	4,451
1月あたりの利用料金	125,100	127,170	129,360	131,490	133,530
外泊時の費用 ※4	246	246	246	246	246
初期加算（30日間） ※5	30	30	30	30	30
療養食加算 ※6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6
若年性認知症入所者受入加算 ※7	120	120	120	120	120
退所前訪問相談援助加算 ※8	460	460	460	460	460
退所後訪問相談援助加算 ※8	460	460	460	460	460
退所時相談援助加算 ※8	400	400	400	400	400
退所前連携加算 ※8	500	500	500	500	500
看取り介護加算 ※9	死亡日当日 1,280、前日及び前々日 680、以前4日以上30日以下 144、以前31日以上45日以下 72				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※10	1月の介護サービス費の合計の1,000分の83				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※11	1月の介護サービス費の合計の1,000分の27				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※12	1月の介護サービス費の合計の1,000分の16				

※1 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（1日当たり）のご負担となります。

食費（第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300）

居住費（第3段階 1,310 第2段階 820 第1段階 820）

※2 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※3 常勤の看護職員を1名以上配置している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※4 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり1月に6日を限度として1日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）

※5 入居した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。また、30日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。

※6 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

※7 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。

※8 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。

※9 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

※10 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の83にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※11 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の27にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※12 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の16にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

入居利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,322	1,460	1,606	1,748	1,884
日常生活継続支援加算(Ⅱ) ※2	92	92	92	92	92
看護体制加算(Ⅰ)イ ※3	24	24	24	24	24
食費 ※1	1,445（朝食420 昼食540 夕食485）				
居住費 ※1	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
1日あたりの利用料金	4,889	5,027	5,173	5,315	5,451
1月あたりの利用料金	146,670	150,810	155,190	159,450	163,530
外泊時の費用 ※4	492	492	492	492	492
初期加算（30日間） ※5	60	60	60	60	60
療養食加算 ※6	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12
退所前訪問相談援助加算 ※8	920	920	920	920	920
退所後訪問相談援助加算 ※8	920	920	920	920	920
退所時相談援助加算 ※8	800	800	800	800	800
退所前連携加算 ※8	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
看取り介護加算 ※9	死亡日当日 2,560、前日及び前々日 1,360、以前4日以上30日以下 288、以前31日以上45日以下 144				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※10	1月の介護サービス費の合計の1,000分の83				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※11	1月の介護サービス費の合計の1,000分の27				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※12	1月の介護サービス費の合計の1,000分の16				

※1 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（1日当たり）のご負担となります。

食費（第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300）

居住費（第3段階 1,310 第2段階 820 第1段階 820）

※2 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※3 常勤の看護職員を1名以上配置している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※4 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり1月に6日を限度として1日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）

※5 入居した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。また、30日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。

※6 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

※8 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。

※9 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

※10 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の83にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※11 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の27にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※12 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の16にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

入居利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,983	2,190	2,409	2,622	2,826
日常生活継続支援加算(Ⅱ) ※2	138	138	138	138	138
看護体制加算(Ⅰ)イ ※3	36	36	36	36	36
食費 ※1	1,445（朝食420 昼食540 夕食485）				
居住費 ※1	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
1日あたりの利用料金	5,608	5,815	6,034	6,147	6,451
1月あたりの利用料金	168,240	174,450	181,020	184,410	193,530
外泊時の費用 ※4	738	738	738	738	738
初期加算（30日間） ※5	90	90	90	90	90
療養食加算 ※6	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18
退所前訪問相談援助加算 ※8	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
退所後訪問相談援助加算 ※8	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
退所時相談援助加算 ※8	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
退所前連携加算 ※8	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
看取り介護加算 ※9	死亡日当日 3,840、前日及び前々日 2,040、以前4日以上30日以下 432、以前31日以上45日以下 216				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※10	1月の介護サービス費の合計の1,000分の83				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※11	1月の介護サービス費の合計の1,000分の27				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※12	1月の介護サービス費の合計の1,000分の16				

※1 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、居住費の額（1日当たり）のご負担となります。

食費（第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300）

居住費（第3段階 1,310 第2段階 820 第1段階 820）

※2 居宅での生活が困難であり、施設入居の必要性が高いと認められる方を積極的に入居させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高い介護サービスを提供することにより、入居されている方が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援できる体制を確保している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※3 常勤の看護職員を1名以上配置している施設で算定する加算です。1日につき算定します。

※4 居宅に外泊した場合、病院等へ入院した場合に介護サービス費に代わり1月に6日を限度として1日につき算定します。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しません。（外泊、入院時も居住費は算定します。）

※5 入居した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。また、30日を超える入院の後に当施設へ再び入居した場合も算定します。

※6 入居者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

※8 退所時等相談援助加算 退所する場合、入居者の方の同意を得て、相談援助、連絡調整等を行った場合に算定します。

※9 医師が回復の見込みがないと診断した入居者について、入居者又はその家族の同意を得て、看取りに関する指針に基づいた介護が行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

※10 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の83にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※11 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の27にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

※12 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の16にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

その他の料金

(単位；円)

理美容代		電気代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	文書料	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	簡易な証明書	1,000
調髪 (男性)	2,200	入所証明書	3,000
丸刈り (男性)	2,000	ドライクリーニング	実費相当額
パーマ	4,300	インフルエンザ予防接種料	実費相当額
白髪染め	2,800	利用者の選択による日常生活品費 注1	実費相当額

注1 ただし、施設で準備している日常生活品 (別紙) をご利用いただける場合は個人負担はありません。